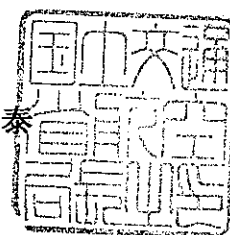




国空航第849号  
平成18年12月28日

日本放射性医薬品協会会長  
三上 信可 殿

国土交通省航空局長  
鈴木 久泰



### 放射性物質等の輸送規制について

国際原子力機関（IAEA）の1996年版輸送規則（2005年修正版）及び国際民間航空条約の附属書18に基づく技術指針2007～2008年版の国内法への取り入れに伴い、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号。以下「告示」という。）の一部を改正し、平成19年1月1日から施行する。施行に当たっては、別添のとおり運用することとしたので、関係者に周知されたい。

○放射性物質等の輸送規制について（平成13年6月29日付け国空航第542号）

改正	現行
<p>国際原子力機関（IAEA）の1996年版輸送規則（2005年修正版）及び国際民間航空条約の附属書18に基づく技術指針2007～2008年版の国内法への取り入れに伴い、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号。以下「告示」という。）の一部を改正し、平成19年1月1日から施行する。施行に当たっては、下記に従って運用することとしたので、関係者に周知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 規則及び告示の改正に伴う主たる条項の解釈及び取扱い            (1)・(2) (略)            (3) 告示第4条（L型輸送物として輸送できる放射性物質等）関係第1号中「国土交通大臣が適当と認める試験」とは、国際標準化機構の文書ISO2919-1999「密封線源一般要件及び分類」のクラス4衝撃試験（200g未満の場合）、クラス5衝撃試験（500g未満の場合）及びクラス6温度試験並びにISO/TR9978-1992「密封線源一漏えい試験法」の試験をいう。            (4)～(15) (略)</p> <p>2. 国土交通大臣の確認に係る取扱い            別表（1. (15)ロ関係）            別記第1（1. (15)イ関係）</p>	<p>国際原子力機関（IAEA）の1996年版輸送規則（2003年修正版）及び国際民間航空条約の附属書18に基づく技術指針2005～2006年版の国内法への取り入れに伴い、今般航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）の一部を改正するとともに、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号。以下「告示」という。）の一部を改正し、平成17年1月1日から施行する。施行に当たっては、下記に従って運用することとしたので、関係者に周知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 規則及び告示の改正に伴う主たる条項の解釈及び取扱い            (1)・(2) (略)            (3) 告示第4条（L型輸送物として輸送できる放射性物質等）関係第1号中「国土交通大臣が適当と認める試験」とは、国際標準化機構の文書ISO2919-1980「密封線源一分類」のクラス4衝撃試験、クラス6温度試験及びISO/TR9978-1992「密封線源一漏えい試験法」の試験をいう。            (4)～(15) (略)</p> <p>2. 国土交通大臣の確認に係る取扱い            別表（1. (14)ロ関係）            別記第1（1. (14)イ関係）</p>